

第二十八号議案

江戸川区文化施設等建設基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区文化施設等建設基金条例の一部を改正する条例
 江戸川区文化施設等建設基金条例（昭和六十一年三月江戸川区条例第二号）の
 一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区大型区民施設及び庁舎等整備基金条例

第一条中「文化施設等の建設資金」を「大型区民施設及び庁舎等の整備資金」
 に、「江戸川区文化施設等建設基金」を「江戸川区大型区民施設及び庁舎等整備
 基金」に改める。

第六条中「第一条の」を「第一条に規定する」に、「必要な場合に」を「に必
 要な場合は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

将来世代への負担軽減のために積立を行うに当たり、よりわかりやすいものと
 するため、目的及び用途を再編し、基金の名称を変更するほか、規定を整備する
 必要があるので、本案を提出いたします。